

千葉県企業局水道工事標準仕様書 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">共 通 編</p> <p style="text-align: center;">1 . 総 則</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>1 . 3 安全管理</p> <p>1 . 3 . 1 工事中の安全確保</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>8 . 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。また、安全巡視の結果について、いつでも日々の安全確保の状況を説明できるよう記録を整備しなければならない。なお、点検項目については、現場着工前に予め施工計画書に記載するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">共 通 編</p> <p style="text-align: center;">1 . 総 則</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>1 . 3 安全管理</p> <p>1 . 3 . 1 工事中の安全確保</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>8 . 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">2.材 料</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2.3 材料品目</p> <p>2.3.1 土砂</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2.規 格</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>(2) 洗砂</p> <p>洗砂は、清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度を持ち、ドロ、ゴミ、有機物等の有害物を含まないものとし、粒度試験結果の0.075mm以下の通過質量百分率が6%以下であること、また、JIS A 5308 付属書 A (レディーミクストコンクリート用骨材)A.8 砂利及び砂に規定されている塩化物量0.04%以下であることとする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2.3.8 鉄材、鋼材、鋳鉄材</p> <p>3.材質試験</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;">((3) 文言削除)</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p style="text-align: center;">2.材 料</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2.3 材料品目</p> <p>2.3.1 土砂</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2.規 格</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>(2) 川砂及び洗砂</p> <p>川砂及び洗砂は、清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度を持ち、ドロ、ゴミ、有機物等の有害物を含まないものとする</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2.3.8 鉄材、鋼材、鋳鉄材</p> <p>3.材質試験</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>(3) 試験の結果は、取りまとめて成績表を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">3 . 工 事</p> <p>3 . 1 3 排水工</p> <p>3 . 1 3 . 1 材料</p> <p>1 . 受注者は、管きよ、街きよ、楯、マンホール側塊等の材料について、J I S (日本産業規格) または J S W A S (日本下水道協会規格) 並びにこれと同等以上の製品としなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p style="text-align: center;">3 . 工 事</p> <p>3 . 1 3 排水工</p> <p>3 . 1 3 . 1 材料</p> <p>1 . 受注者は、管きよ、街きよ、楯、マンホール側塊等の材料について、J I S (日本工業規格) または J S W A S (日本下水道協会規格) 並びにこれと同等以上の製品としなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

新	旧
管 路 工 事 編	管 路 工 事 編
4 . 管 路 工 事	4 . 管 路 工 事
4 . 1 施 工 一 般	4 . 1 施 工 一 般
省略	省略
4 . 1 . 1 4 管 の 据 付 け	4 . 1 . 1 4 管 の 据 付 け
省略	省略
<p>6 . 管が既設埋設物と交差する場合は、30 cm以上の離隔をとらなければならない。やむを得ずこの離隔が取れない場合は、<u>既設埋設物の管理者と協議した上で</u>、<u>耐磨板</u>を設置すること。なお、<u>耐磨板</u>の施工は、「<u>耐磨板施工</u> (サンドエロージョン対策)<u>設計施工基準</u>」によるものとする。</p>	<p>6 . 管が既設埋設物と交差する場合は、30 cm以上の離隔をとらなければならない。やむを得ずこの離隔が取れない場合は、<u>受発注者間協議し</u>、<u>耐磨板</u>を設置すること。なお、<u>耐磨板</u>の施工は、「<u>耐磨板施工</u>(サンドエロージョン対策)<u>設置施工基準</u>」によるものとする。</p>
省略	省略
4 . 1 . 1 7 管 の 切 断	4 . 1 . 1 7 管 の 切 断
省略	省略
2 . 鋳鉄管の切断	2 . 鋳鉄管の切断
省略	省略
<p>(3) <u>鋳鉄管</u> (<u>T形</u>、<u>K形</u>、<u>NS形</u>、<u>GX形</u>) の切断を行った場合は、日本ダクタイル鉄管協会の各種「<u>ダクタイル鉄管接合要領書</u>」による挿し口端面の面取りをグラインダ等で施し、挿入寸法を白線で表示すること。</p>	<p>(3) <u>I形継手管</u>の切断を行った場合は、日本ダクタイル鉄管協会の「<u>I形ダクタイル鉄管接合要領書</u>」による挿し口端面の面取りをグラインダ等で施し、挿入寸法を白線で表示すること。</p>
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

新	旧
<p style="text-align: center;">省略</p> <p>4.1.25 異形管防護工</p> <p>1. 防護コンクリートは、管の据付け前に砕石または割ぐり石による基礎を施工し、管の表面をよく洗浄してから所定の配筋を行い、型枠を設けた後、適切にコンクリートを打設しなければならない。なお、施工に当たっては、3.3(基礎工) 3.4(コンクリート工) 3.5(型枠、支保) 3.6(鉄筋工)に準拠すること。</p> <p>2. 異形管は、設計図書に定める防護を行わなければならない。なお、口径400mm以下の異形管(分岐管、曲管、片落管、仕切弁及び栓(帽)等)は、設計図書に定める通り、原則としてG-Link、特殊押輪、離脱防止金具またはライナにより対応するものとし、コンクリート防護は行わないものとする。ただし、栓(帽)については、設計図書に定める栓防護工を施工するものとする。</p> <p>3. 前各項の規定にかかわらず、監督職員が必要と認めた場合は、その指示によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p style="text-align: center;">省略</p> <p>4.1.25 異形管防護工</p> <p>1. 防護コンクリートは、管の据付け前に砕石または割ぐり石による基礎を施工し、管の表面をよく洗浄してから所定の配筋を行い、型枠を設けた後、適切にコンクリートを打設しなければならない。なお、施工に当たっては、3.3(基礎工) 3.4(コンクリート工) 3.5(型枠、支保) 3.6(鉄筋工)に準拠すること。</p> <p>2. <u>口径400mm以上の異形管は、設計図書に定める防護を行わなければならない。</u></p> <p>3. <u>口径350mm以下の異形管(分岐管、曲管、片落管、仕切弁及び栓(帽)等)は、設計図書に定める通り、原則としてG-Link、特殊押輪、離脱防止金具またはライナにより対応するものとし、コンクリート防護は行わないものとする。なお、栓(帽)については、設計図書に定める栓防護工を施工するものとする。</u></p> <p>4. 前各項の規定にかかわらず、監督職員が必要と認めた場合は、その指示によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">電気・通信・機械工事等</p> <p style="text-align: center;">12. 建築工事</p> <p>12.1 施工一般</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>12.1.2 一般事項</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2. 受注者は、付帯設備機器の製作、材料の選定及び据付にあたっては、関係法令に従うほか、日本産業規格（JIS）（一社）日本電気工業会標準規格（JEM）及び電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）等に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;">13. 共通事項</p> <p>13.1 施工一般</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>13.1.17 保証期間</p> <p>受注者は、工事目的物に契約不適合があるときは、発注者が定める相当の期間その契約不適合を補修し、またその契約不適合によって生じた滅失、若しくはき損に対し、損害を賠償するものとする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;">14. 電気設備工事</p> <p>14.1 一般事項</p> <p>13.1.2の一般事項を基本とし、本仕様書に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に準じるものとする。なお、この仕様書にも定めのない事項については電気主任技術者と協議をすること。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p style="text-align: center;">電気・通信・機械工事等</p> <p style="text-align: center;">12. 建築工事</p> <p>12.1 施工一般</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>12.1.2 一般事項</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2. 受注者は、付帯設備機器の製作、材料の選定及び据付にあたっては、関係法令に従うほか、日本産業規格（JIS）（社）日本電気工業会標準規格（JIM）及び電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）等に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;">13. 共通事項</p> <p>13.1 施工一般</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>13.1.17 保証期間</p> <p>受注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、発注者が定める相当の期間その瑕疵を補修し、またその瑕疵によって生じた滅失、若しくはき損に対し、損害を賠償するものとする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;">14. 電気設備工事</p> <p>14.1 一般事項</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

新	旧
<p>14.1.2 一般仕様</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(3) 継電器</p> <p>直流 100V、単相交流 100V または 単相交流 200V (ただし、制御電源等と共用しないこと)</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>14.1.3 配線の色別</p> <p>1. 主回路における色別は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 交流の相による色別 (JEM1134)</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(2) 単相回路 (JEM1134)</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(3) 直流回路 (JEM1134)</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>2. その他配線</p> <p>(1) 盤内配線等 黄</p> <p>(2) 接地線 緑、赤 (VVVF)</p>	<p>14.1.2 一般仕様</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(3) 継電器</p> <p>直流 100V、単相交流 100V または 単相交流 200V</p> <p>単相交流 100V</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>14.1.3 配線の色別</p> <p>1. 主回路における色別は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 交流の相による色別</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(2) 単相回路</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(3) 直流回路</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>2. その他配線</p> <p>(1) 盤内配線等 黄</p> <p>(2) 接地線 緑</p>

新	旧
<p>14.2 機器</p> <p>14.2.1 共通事項</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2. 機器・盤は、必要な場所に銘板（機器・盤名称、製造業者、製造年月、注意銘板等）を取付けるものとし、盤扉内部に工事番号、工事名、受注者及び完成年月を記述した小銘板を取付けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>8. 屋内に設置する盤は、湿気及び結露対策を行い、屋外に設置する盤は、防水、防塵及び防食対策を行うものとする。</p> <p>14.2.2 電気盤</p> <p>1. 高圧閉鎖配電盤</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(3) 構造</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>盤内には、盤内照明灯（原則LED 10W相当以上）、照明用ドアスイッチ、点検用コンセントを設けること。また、屋外や結露の発生するおそれのある場所に設置する場合には、結露を防ぐためのヒータ等を設け入切スイッチを設けること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>7. 監視盤</p> <p>(1) 構 造</p> <p>盤の形状は、自立閉鎖型を標準とし、盤内への塵埃の侵入や温度上昇を防止できる構造とすること。</p> <p>盤の板厚は、2.3mm以上の鋼板とし、計器類の取り付けに耐えうる堅牢な構造とすること。</p> <p>盤内には必要に応じて盤内照明灯、盤内照明用スイッチ及び点検用コンセントを設けること。</p> <p>各種設備の状態監視に必要な計器類・表示器等の配置については、機能及び維持管理上、最適なものとするよう十分配慮すること。</p> <p>将来の設備増設や更新を安全かつ容易に行えること。</p> <p>(2) 付帯機器類及び付属品</p> <p>14.2.2（電気盤）3（6）に準じること。</p>	<p>14.2 機器</p> <p>14.2.1 共通事項</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2. 機器・盤は、必要な場所に銘板（機器・盤名称、製造業者、製造年月、注意銘板等）を取付けるものとし、盤扉内部に工事番号、工事名、受注者及び完成年月日を記述した小銘板を取付けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>8. 屋外に設置されている盤を構成する材料・塗装は、防塵防食対策を行うものとする。</p> <p>14.2.2 電気盤</p> <p>1. 高圧閉鎖配電盤</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(3) 構造</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>盤内には、盤内照明灯（蛍光灯の場合は10W以上）、照明用ドアスイッチ、点検用コンセントを設けること。また、屋外や結露の発生するおそれのある場所に設置する場合には、結露を防ぐためのヒータを設け入切スイッチを設けること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>7. 監視盤</p> <p>盤の形状は、自立閉鎖型を標準とし、盤内への塵埃の侵入や温度上昇を防止できる構造とすること。</p> <p>盤の板厚は、2.3mm以上の鋼板とし、計器類の取り付けに耐えうる堅牢な構造とすること。</p> <p>盤内には必要に応じて盤内照明灯、盤内照明用スイッチ及び点検用コンセントを設けること。</p> <p>各種設備の状態監視に必要な計器類・表示器等の配置については、機能及び維持管理上、最適なものとするよう十分配慮すること。</p> <p>将来の設備増設や更新を安全かつ容易に行えること。</p> <p>付帯機器類及び付属品 14.2.2（電気盤）3（6）に準じること。</p>

新	旧
<p>8. 監視操作卓</p> <p>(1) 構造 操作卓の板厚は、1.6mm 以上の鋼板とし、原則として工業用パソコン（キーボード、マウス等を含む）と監視操作モニタにより構成されるものとする。</p> <p>(2) 付帯機器類及び付属品 14.2.2（電気盤）3（6）に準じること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p>8. 監視操作卓</p> <p>操作卓の板厚は、1.6mm 以上の鋼板とし、原則として工業用パソコン（キーボード、マウス等を含む）と監視操作モニタにより構成されるものとする。</p> <p>付帯機器類及び付属品 14.2.2（電気盤）3（6）に準じること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

新	旧																																																																								
<p>14.2.3 受変電設備</p> <p>1. 特別高圧用</p> <p>(1) 変圧器</p> <p>仕 様</p> <table> <tr> <td>準拠規格</td> <td>J E C 2200</td> </tr> <tr> <td>形 式</td> <td>屋外、屋内用</td> </tr> <tr> <td>冷却方式</td> <td>油入自冷式またはガス絶縁式</td> </tr> <tr> <td>相 数</td> <td>3相</td> </tr> <tr> <td>定 格</td> <td>連続</td> </tr> </table> <p>容量、定格電圧、絶縁強度、結線 付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p> <p>(2) 避雷器</p> <p>仕 様</p> <table> <tr> <td>準拠規格</td> <td>J E C 2374</td> </tr> <tr> <td>動作責務静電容量</td> <td>25 μ F</td> </tr> </table> <p>形式、定格電圧、公称放電電流、 付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p> <p>(3) 電流変成器 (C T)</p> <p>仕 様</p> <table> <tr> <td>準拠規格</td> <td>J E C 1201</td> </tr> <tr> <td>形 式</td> <td>屋外油入密封形単相またはブッシング貫通形単相</td> </tr> <tr> <td>過電流強度</td> <td>当該回路の短絡電流に対して機械的及び熱的に十分耐えうる値以上とする。</td> </tr> </table> <p>最高電圧、定格電流、絶縁階級、 定格負担、確度階級、 付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p>	準拠規格	J E C 2200	形 式	屋外、屋内用	冷却方式	油入自冷式またはガス絶縁式	相 数	3相	定 格	連続	準拠規格	J E C 2374	動作責務静電容量	25 μ F	準拠規格	J E C 1201	形 式	屋外油入密封形単相またはブッシング貫通形単相	過電流強度	当該回路の短絡電流に対して機械的及び熱的に十分耐えうる値以上とする。	<p>14.2.3 変圧器</p> <p>1. 変圧器 (特別高圧用)</p> <table> <tr> <td>(1) 準拠規格</td> <td>J E C 2200</td> </tr> <tr> <td>(2) 形 式</td> <td>屋外、屋内用</td> </tr> <tr> <td>(3) 冷却方式</td> <td>油入自冷式またはガス絶縁式</td> </tr> <tr> <td>(4) 相 数</td> <td>3相</td> </tr> <tr> <td>(5) 容 量</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(6) 定 格</td> <td>連続</td> </tr> <tr> <td>(7) 定格電圧</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(8) 絶縁強度</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(9) 結 線</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(10) 付帯機器類及び付属品</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> </table> <p>2. 油入変圧器 (高圧用以下)</p> <table> <tr> <td>(1) 準拠規格</td> <td>J E C 2200、J I S C 4304、J E M 1500</td> </tr> <tr> <td>(2) 形 式</td> <td>屋内用</td> </tr> <tr> <td>(3) 冷却方式</td> <td>油入自冷式</td> </tr> <tr> <td>(4) 相 数</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(5) 容 量</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(6) 定 格</td> <td>連続</td> </tr> <tr> <td>(7) 定格電圧</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(8) 絶縁強度</td> <td>6 k V用は22/60kV、3 k V用は16/45kV</td> </tr> <tr> <td>(9) 結 線</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(10) 付帯機器類及び付属品</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> </table> <p>3. モールド変圧器 (高圧用以下)</p> <table> <tr> <td>(1) 準拠規格</td> <td>J E M 1310、J E C 2200、J I S C 4306、J E M 1501</td> </tr> <tr> <td>(2) 形 式</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(3) 冷却方式</td> <td>自冷式</td> </tr> <tr> <td>(4) 相 数</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(5) 容 量</td> <td>特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(6) 定 格</td> <td>連続</td> </tr> </table>	(1) 準拠規格	J E C 2200	(2) 形 式	屋外、屋内用	(3) 冷却方式	油入自冷式またはガス絶縁式	(4) 相 数	3相	(5) 容 量	特記仕様書による。	(6) 定 格	連続	(7) 定格電圧	特記仕様書による。	(8) 絶縁強度	特記仕様書による。	(9) 結 線	特記仕様書による。	(10) 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	(1) 準拠規格	J E C 2200、J I S C 4304、J E M 1500	(2) 形 式	屋内用	(3) 冷却方式	油入自冷式	(4) 相 数	特記仕様書による。	(5) 容 量	特記仕様書による。	(6) 定 格	連続	(7) 定格電圧	特記仕様書による。	(8) 絶縁強度	6 k V用は22/60kV、3 k V用は16/45kV	(9) 結 線	特記仕様書による。	(10) 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	(1) 準拠規格	J E M 1310、J E C 2200、J I S C 4306、J E M 1501	(2) 形 式	特記仕様書による。	(3) 冷却方式	自冷式	(4) 相 数	特記仕様書による。	(5) 容 量	特記仕様書による。	(6) 定 格	連続
準拠規格	J E C 2200																																																																								
形 式	屋外、屋内用																																																																								
冷却方式	油入自冷式またはガス絶縁式																																																																								
相 数	3相																																																																								
定 格	連続																																																																								
準拠規格	J E C 2374																																																																								
動作責務静電容量	25 μ F																																																																								
準拠規格	J E C 1201																																																																								
形 式	屋外油入密封形単相またはブッシング貫通形単相																																																																								
過電流強度	当該回路の短絡電流に対して機械的及び熱的に十分耐えうる値以上とする。																																																																								
(1) 準拠規格	J E C 2200																																																																								
(2) 形 式	屋外、屋内用																																																																								
(3) 冷却方式	油入自冷式またはガス絶縁式																																																																								
(4) 相 数	3相																																																																								
(5) 容 量	特記仕様書による。																																																																								
(6) 定 格	連続																																																																								
(7) 定格電圧	特記仕様書による。																																																																								
(8) 絶縁強度	特記仕様書による。																																																																								
(9) 結 線	特記仕様書による。																																																																								
(10) 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。																																																																								
(1) 準拠規格	J E C 2200、J I S C 4304、J E M 1500																																																																								
(2) 形 式	屋内用																																																																								
(3) 冷却方式	油入自冷式																																																																								
(4) 相 数	特記仕様書による。																																																																								
(5) 容 量	特記仕様書による。																																																																								
(6) 定 格	連続																																																																								
(7) 定格電圧	特記仕様書による。																																																																								
(8) 絶縁強度	6 k V用は22/60kV、3 k V用は16/45kV																																																																								
(9) 結 線	特記仕様書による。																																																																								
(10) 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。																																																																								
(1) 準拠規格	J E M 1310、J E C 2200、J I S C 4306、J E M 1501																																																																								
(2) 形 式	特記仕様書による。																																																																								
(3) 冷却方式	自冷式																																																																								
(4) 相 数	特記仕様書による。																																																																								
(5) 容 量	特記仕様書による。																																																																								
(6) 定 格	連続																																																																								

新	旧
<p>2. 高圧用</p> <p>(1) 油入変圧器</p> <p>仕 様</p> <p>準拠規格 J E C 2200、J I S C 4304、J E M 1500</p> <p>形 式 屋内用</p> <p>冷却方式 油入自冷式</p> <p>定 格 連続</p> <p>絶縁強度 6 k V用は22/60kV、3 k V用は16/45kV</p> <p>相数、容量、定格電圧、結線</p> <p>付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p> <p>(2) モールド変圧器</p> <p>仕 様</p> <p>準拠規格 J E M 1118、J E M 1310、J E M 1483、 J E M 1501、J E C 2200、J I S C 4306</p> <p>冷却方式 自冷式</p> <p>定 格 連続</p> <p>形式、相数、容量、定格電圧、 絶縁強度、結線、</p> <p>付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p> <p>(3) 遮断器</p> <p>仕 様</p> <p>ガス、真空、磁気、油及び空気遮断器</p> <p>イ 準拠規格 J E C 2300、J I S C 4603</p> <p>ロ 定格遮断時間 5サイクル以下</p> <p>ハ 標準動作責務 A号0 - (1分) - C O - (3分) - C O</p> <p>ニ 操作電圧 D C 100VまたはA C 100V、特記仕様書による。</p> <p>ホ 形式、定格電圧、定格電流、 定格遮断電流、絶縁強度、</p> <p>付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p> <p>気中遮断器</p> <p>イ 準拠規格 J E C 160</p>	<p>(7) 定格電圧 特記仕様書による。</p> <p>(8) 絶縁強度 特記仕様書による。</p> <p>(9) 結 線 特記仕様書による。</p> <p>(10) 付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p> <p>14.2.4 高圧機器</p> <p>1. 遮断器</p> <p>(1) ガス、真空、磁気、油及び空気遮断器</p> <p>— 準拠規格 J E C 2300、J I S C 4603</p> <p>— 形 式 特記仕様書による。</p> <p>— 定格電圧 特記仕様書による。</p> <p>— 定格電流 特記仕様書による。</p> <p>— 定格遮断電流 特記仕様書による。</p> <p>— 定格遮断時間 5サイクル以下</p> <p>— 絶縁強度 特記仕様書による。</p> <p>— 標準動作責務 A号0 - (1分) - C O - (3分) - C O</p> <p>— 操作電圧 D C 100VまたはA C 100V、特記仕様書による。</p> <p>— 付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p> <p>(2) 気中遮断器</p> <p>— 準拠規格 J E C 160、J I S C 8372</p> <p>— 形 式 自動連結式</p> <p>— 極 数 特記仕様書による。</p> <p>— 定格電圧 特記仕様書による。</p> <p>— 定格電流 特記仕様書による。</p> <p>— 操作方法 電動パネまたはソレノイド操作</p> <p>— 操作電圧 D C 100VまたはA C 100V</p> <p>— 定格遮断電流 特記仕様書による。</p> <p>— 定格投入電流 特記仕様書による。</p> <p>— 付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p> <p>2. 断路器</p> <p>(1) 準拠規格 J E C 2310、J I S C 4606</p> <p>(2) 形 式 特記仕様書による。</p>

新		旧	
口 形 式	自動連結式	(3) 定格電圧	特記仕様書による。
ハ 操作方法	電動パネまたはソレノイド操作	(4) 定格電流	特記仕様書による。
ニ 操作電圧	D C 100 V または A C 100 V	(5) 定格短時間電流	特記仕様書による。
ホ 極数、定格電圧、定格電流、 定格遮断電流、定格投入電流、 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	(6) 操作方式	特記仕様書による。
(4) 断路器		(7) 絶縁階級	特記仕様書による。
仕 様		(8) 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
準拠規格	J E C 2310、J I S C 4606	3 . 進相用コンデンサ	
形式、定格電圧、定格電流、 定格短時間電流、操作方式、 絶縁階級、付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	(1) 準拠規格	J I S C 4902-1
(5) 進相用コンデンサ		(2) 形 式	屋内密封式単器形または集合形とする。
仕 様		(3) 定格電圧	6.6 k V 及び 3.3 k V
準拠規格	J I S C 4902-1、4902-2、4902-3	(4) 相 数	3 相
形 式	屋内密閉式単器形または集合形とする。	(5) 定格容量	特記仕様書による。
定格電圧	6.6 k V 及び 3.3 k V	(6) 絶縁強度	特記仕様書による。
相 数	3 相	(7) 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
定格容量、絶縁強度、 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	4 . 直列リアクトル	
(6) 直列リアクトル		(1) 準拠規格	J I S C 4902-2
仕 様		(2) 形 式	屋内用油入自冷式または屋内乾式
準拠規格	J I S C 4902-2	(3) 回路電圧	6.6 k V 及び 3.3 k V
形 式	屋内用油入自冷式または屋内乾式	(4) 定格容量	特記仕様書による。
回路電圧	6.6 k V 及び 3.3 k V	(5) 絶縁強度	特記仕様書による。
定格容量、絶縁強度、 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	(6) 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
(7) 避雷器		5 . 避雷器	
仕 様		(1) 特別高圧用	
準拠規格	J I S C 4608、J E C 2374	— 準拠規格	J E C 2371
形式、定格電圧、公称放電電流		— 形 式	特記仕様書による。
		— 定格電圧	特記仕様書による。
		— 公称放電電流	特記仕様書による。
		— 動作責務静電容量	25 μ F
		— 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
		(2) 高圧用	
		— 準拠規格	J I S C 4608

新		旧	
付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	形 式	特記仕様書による。
(8) 限流ヒューズ		定格電圧	特記仕様書による。
仕 様		公称放電電流	特記仕様書による。
準拠規格	J I S C 4604、J E C 2330	付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
定格電圧	7.2 k V、3.6 k V	6 . 限流ヒューズ	
絶縁階級	6号A、3号A	(1) 準拠規格	J I S C 4604、J E C 2330
付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	(2) 定格電圧	7.2 k V、3.6 k V
(9) 負荷開閉器		(3) 絶縁階級	6号A、3号A
仕 様		(4) 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
準拠規格	J I S C 4605、4607、4611	7 . 負荷開閉器	
定格電圧	7.2 k V	(1) 準拠規格	J I S C 4605、C 4607
形 式	気中形、ガス形	(2) 定格電圧	7.2 k V
絶縁強度、付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	(3) 絶縁強度	特記仕様書による
(1 0) 電磁接触器		(4) 形 式	気中形
仕 様		(5) 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
準拠規格	J E M 1167	8 . 電磁接触器	
定格使用電圧	6.6 k V	(1) 準拠規格	J E M 1167
定格絶縁電圧	7.2 k V	(2) 定格電圧	6.6 k V
形 式	気中形または真空形	(3) 絶縁強度	特記仕様書による
定 格	連続	(4) 形 式	気中形または真空形
絶縁強度、付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	(5) 定 格	連続
(1 1) 電流変成器 (C T)		(6) 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
仕 様		9 . 電流変成器 (C T)	
準拠規格	J E C 1201 、 J I S C 1731-1	(1) 特別高圧用	
形 式	屋内用モールド形 (高圧用はブチルゴム若しくはそれと同等以上の品質を有するもの)	— 準拠規格	J E C 1201
定格負担	必要容量とする	— 形 式	屋外油入密封形単相またはブッシング貫通形単相
確度階級	1 P 級以上または 1.0 級	— 最高電圧	特記仕様書による。
過電流強度	当該回路の短絡電流に対して機械的及び熱的に十分耐えうる値以上とする。	— 定格電流	特記仕様書による。
最高電圧、定格電流、		— 絶縁階級	特記仕様書による。
		— 定格負担	特記仕様書による。
		— 確度階級	特記仕様書による。

新		旧	
付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	— 過電流強度	当該回路の短絡電流に対して機械的及び熱的に十分耐えうる値以上とする。
(12) 零相変流器 (ZCT)		付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
仕 様		(2) 高圧用、低圧用	
準拠規格	J E C 1201 、 J I S C 4601	準拠規格	J E C 1201 、 J I S C 1731-1
形 式	屋内用モールド形 (ケーブル貫通形・分割形または1次導体付き)	形 式	屋内用モールド形 (高圧用はブチルゴム若しくはそれと同等以上の品質を有するもの)
零相変流比、定格負担、確度階級、 定格負担、付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	最高電圧	特記仕様書による。
(13) 電圧変成器		定格電流	特記仕様書による。
仕 様		定格負担	必要容量とする
計器用変圧器 (VT)		確度階級	1 P 級以上または1.0 級
イ 準拠規格	J E C 1201 、 J I S C 1731-2	過電流強度	当該回路の短絡電流に対して機械的及び熱的に十分耐えうる値以上とする。
ロ 形 式	屋内用モールド形、屋外油入密封形 (高圧用はブチルゴム若しくはこれと同等以上の品質のもの)	付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
ハ 確度階級	1 P 級 : JEC、1.0 級 : JIS	(3) 零相変流器 (ZCT)	
ニ 定格電圧、相数、定格負担、 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	準拠規格	J E C 1201 、 J I S C 4601
接地形計器用変圧器 (EVT)		形 式	屋内用モールド形 (ケーブル貫通形・分割形または1次導体付き)
イ 準拠規格	J E C 1201 、 J I S C 1731-2	零相変流比	特記仕様書による。
ロ 形 式	屋内用モールド形 (高圧用はブチルゴム若しくはこれと同等以上の品質のもの)	定格負担	特記仕様書による。
ハ 定格電圧	1次 6kV/ 3または3.3kV 3、6.6kVまたは3.3kV 2次 110V 3、110V、3次 190V / 3または110V / 3	確度階級	特記仕様書による。
ニ 相 数	単相3台の組合せ、または3相	定格負担	特記仕様書による。
ホ 確度階級	2次 1P級、3次 3G級	付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
ヘ 絶縁強度、定格負担 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	10. 電圧変成器	
コンデンサ形計器用変圧器 (CVT)		(1) 計器用変圧器 (VT)	
イ 準拠規格	J E C 1201	— 準拠規格	J E C 1201 、 J I S C 1731-2
ロ 形 式	屋内用、屋外用	— 形 式	屋内用モールド形、屋外油入密封形 (高圧用はブチルゴム若しくはこれと同等以上の品質のもの)
ハ 定格電圧	1次 6.6kVまたは3.3kV	定格電圧	特記仕様書による。
		相 数	特記仕様書による。
		定格負担	特記仕様書による。
		— 確度階級	1 P 級

新		旧	
	2次 110V、3次 190V / 3または 110V / 3	付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
二相数	3相	(2) 接地形計器用変圧器 (EVT)	
ホ静電容量	0.001 μ F \times 3	— 準拠規格	J E C 1201 、 J I S C 1731-2
ハ 確度階級、 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	— 形式	屋内用モールド形 (高圧用はブチルゴム若しくはこれと同等以上の品質のもの)
3 . 低圧用		— 定格電圧	1次 6kV/ 3または 3.3kV 3 、 6.6kVまたは 3.3kV 2次 110V 3、 110V、 3次 190V / 3または 110V / 3
(1) 変圧器		— 相数	単相 3 台の組合せ、または 3 相
仕様		絶縁強度	特記仕様書による。
準拠規格	J E C 2200	定格負担	特記仕様書による。
形式	屋外、屋内用	確度階級	2次 1P級、 3次 5G級
冷却方式	油入自冷式またはガス絶縁式	付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
相数	3相	(3) コンデンサ形計器用変圧器 (CVT)	
定格	連続	— 準拠規格	J E C 1201
容量、定格電圧、絶縁強度、結線		— 形式	屋内用、屋外用
付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。	— 定格電圧	1次 6.6kVまたは 3.3kV 2次 110V、 3次 190V / 3または 110V / 3
(2) 気中遮断器		— 相数	3相
仕様		— 静電容量	0.001 μ F \times 3
準拠規格	J E C 160	確度階級	特記仕様書による
形式	自動連結式	付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。
操作方法	電動バネまたはソレノイド操作		省略 (新規追加)
操作電圧	D C 100Vまたは A C 100V		
極数、定格電圧、定格電流、 定格遮断電流、定格投入電流、 付帯機器類及び付属品	特記仕様書による。		
(3) 電流変成器 (CT)			
仕様			
準拠規格	J E C 1201 、 J I S C 1731-1		
形式	屋内用モールド形		
定格負担	必要容量とする		
確度階級	1 P級以上または 1.0 級		

新	旧
<p>過電流強度 当該回路の短絡電流に対して機械的及び熱的に十分耐えうる値以上とする。</p> <p>最高電圧、定格電流、付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p> <p>(4) 電圧変成器 仕様</p> <p>計器用変圧器(VT)</p> <p>イ 準拠規格 JEC 1201、JIS C 1731-2</p> <p>ロ 形式 屋内用モールド形、屋外油入密封形</p> <p>ハ 確度階級 1P級: JEC、1.0級: JIS</p> <p>ニ 定格電圧、相数、定格負担、付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p>	<p>14.2.5 非常用自家発電設備 省略</p> <p>3. 原動機 省略</p> <p>(2) ガスタービンエンジン 準拠規格 JIS B 8041、8042-1 から-9、B 8043-1、-2、B 8044 省略</p> <p>4. 燃料配管及び燃料用空気抜管の材質は、SUS製とする。 省略</p>
<p>14.2.4 非常用自家発電設備 省略</p> <p>3. 原動機 省略</p> <p>(2) ガスタービンエンジン 準拠規格 JIS B 8041、8042-1 から-9、8043-1、-2、8044 省略</p> <p>4. 燃料配管及び燃料用空気抜管の材質は、特記仕様書による。 省略</p>	

新	旧
<p>14.2.5 直流電源設備</p> <p>省略</p> <p>2.蓄電池</p> <p>(1) 準拠規格 J I S C 8704-1、8704-2-1、8704-2-2、S B A S0601</p> <p>(2) 一般事項</p> <p>蓄電池は長寿命型を基本とすること。</p> <p>蓄電池盤は、14.2.2(電気盤)の規定に準じること。</p> <p>蓄電池は、単電池を数個組み合わせて組電池とし、盤内に据付けること。ただし、形式は特記仕様書によること。なお、収納状態は、保守点検が容易に行える構造とすること。</p> <p>減液警報装置の検出部を全セルのうち、任意の2セルに設けること。ただし、補液が必要でない場合は除くこと。</p> <p>省略</p>	<p>14.2.6 直流電源設備</p> <p>省略</p> <p>2.蓄電池</p> <p>(1) 準拠規格 J I S C 8704-1、S B A S0601</p> <p>(2) 一般事項</p> <p>— 蓄電池盤は、14.2.2(電気盤)の規定に準じること。</p> <p>— 蓄電池は、単電池を数個組み合わせて組電池とし、盤内に据付けること。ただし、形式は特記仕様書によること。なお、収納状態は、保守点検が容易に行える構造とすること。</p> <p>— 減液警報装置の検出部を全セルのうち、任意の2セルに設けること。ただし、補液が必要でない場合は除くこと。</p> <p>省略</p>
<p>14.2.6 無停電電源装置</p> <p>省略</p> <p>3.インバータ</p> <p>(1) 準拠規格 J I S C 4411-3、J E C 2433、2440</p> <p>省略</p> <p>(3) 定 格</p> <p>省略</p> <p>定格力率 遅れ0.9程度</p> <p>省略</p>	<p>14.2.7 無停電電源装置</p> <p>省略</p> <p>3.インバータ</p> <p>(1) 準拠規格 J E C 2433、2440</p> <p>省略</p> <p>(3) 定 格</p> <p>省略</p> <p>定格力率 遅れ0.9</p> <p>省略</p>
<p>14.2.7 電動機(低圧及び高圧3相誘導電動機)</p> <p>1. 準拠規格 J I S C 4210、4212、4213、4034-1、4034-5、4034-6、J E M 1180、1181、1400、1188、1224、1380、1381、J E C 2100、2137</p> <p>省略</p>	<p>14.2.8 電動機(低圧及び高圧3相誘導電動機)</p> <p>1. 準拠規格 J I S C 4210、4212、4213、J E M 1400、1188、1224、1380、1381、J E C 2100、2137</p> <p>省略</p>
<p>14.2.8 速度制御設備</p> <p>省略</p>	<p>14.2.9 速度制御設備</p> <p>省略</p>
<p>14.2.9 運転操作設備</p> <p>省略</p>	<p>14.2.10 運転操作設備</p> <p>省略</p>

新	旧
<p>14.2.10 工場試験</p> <p>省略</p> <p>2. 試験内容</p> <p>省略</p> <p>(9) 送配水用ポンプ</p> <p>電動機とポンプは組み合わせ運転を工場で行い、性能曲線を作成すること。</p> <p>14.3 材 料</p> <p>14.3.1 使用材料</p> <p>省略</p> <p>2. 電線保護材</p> <p>省略</p> <p>(5) 金属ダクト (ワイヤリングダクト)</p> <p>省略</p> <p>(6) ケーブルラック</p> <p>省略</p> <p>子げたの間隔は、アルミ合金製の場合は 250 mm 以下、銅製の場合は 300 mm 以下とすること。</p> <p>省略</p> <p>14.4 据 付</p> <p>14.4.1 電気盤の据付</p> <p>省略</p> <p>2. 機器据付</p> <p>(1) 自立配電盤の据付</p> <p>コンクリート基礎に据付ける機器・盤類は、コンクリートの養生を十分に行った後、堅牢に据付けること。なお、水没等、水に触れる恐れがある場所のアンカーボルトは、SUS 製とすること。</p> <p>省略</p>	<p>14.2.11 工場試験</p> <p>省略</p> <p>2. 試験内容</p> <p>省略</p> <p>(新規追加)</p> <p>14.3 材 料</p> <p>14.3.1 使用材料</p> <p>省略</p> <p>2. 電線保護材</p> <p>省略</p> <p>(5) 金属ダクト (ダイヤリングダクト)</p> <p>省略</p> <p>(6) ケーブルラック</p> <p>省略</p> <p>子げたの間隔は、アルミ合金製の場合は 250 mm 以下、銅製の場合は 300 mm 以下とすること。</p> <p>省略</p> <p>14.4 据 付</p> <p>14.4.1 電気盤の据付</p> <p>省略</p> <p>2. 機器据付</p> <p>(1) 自立配電盤の据付</p> <p>コンクリート基礎に据付ける機器・盤類は、コンクリートの養生を十分に行った後、堅牢に据付けること。なお、屋外に使用するアンカーボルトは、SUS 製とすること。</p> <p>省略</p>

新	旧
<p>14.5 工事</p> <p>14.5.1 ケーブル工事</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>3. 配線方法</p> <p>(2) ケーブルダクトによる方法</p> <p>ダクト内の配線は、整然と並べ、水平部では2m以下、垂直部では1.5m以下の間隔ごとにナイロン製等の結束ひもを用いて、ケーブルダクトを支持物に堅固に取り付けること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>14.5.3 架空配線</p> <p>1. 建柱工事</p> <p>(1) 建柱位置は、構造物及び他の電線路等と適切な離隔を確保すること。</p> <p>(2) 電柱の根入れは、設計荷重 6.87kN において、全長 15m以下の場合は 1/6 以上とし、全長 15mを超え 16m以下の場合は 2.5m、16mを超える場合は 2.8m以上とすること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>14.6 接 地</p> <p>14.6.1 接地一般</p> <p>1. A種接地工事を施す電気工作物</p> <p>(1) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）を参照</p> <p>(2) 上記仕様書に定めのない事項は電気主任技術者と協議すること。</p>	<p>14.5 工事</p> <p>14.5.1 ケーブル工事</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>3. 配線方法</p> <p>(2) ケーブルダクトによる方法</p> <p>ダクト内の配線は、整然と並べ、ナイロン製等の結束ひもを用いて、ケーブルを支持物に堅固に取り付けること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>14.5.3 架空配線</p> <p>1. 建柱工事</p> <p>(1) 建柱位置は、構造物及び他の電線路等と適切な離隔を確保すること。</p> <p>(2) 電柱の根入れは、全長 15m以下の場合は 1/6 以上とし、全長 15mを超える場合は 2.5m以上とすること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>14.6 接 地</p> <p>14.6.1 接地一般</p> <p>1. A種接地工事を施す電気工作物</p> <p><u>(1) 高圧及び特別高圧の機械器具の鉄台及び金属製外箱</u></p> <p><u>(2) 特別高圧計器用変成器の2次側電路</u></p> <p><u>(3) 高圧及び特別高圧の電路に施設する避雷器</u></p> <p><u>(4) 特別高圧と高圧電路または使用電圧が 300V を超える低圧電路とを結合する変圧器の高圧側または低圧側に設ける放電装置</u></p> <p><u>(5) 特別高圧または高圧ケーブルを収める防護装置の金属製部分、金属管、金属製接続箱及びケーブルラック、ケーブルの金属被覆。ただし、人の触れるおそれがないように施設する場合及び高圧地上立上がり部の防護管の金属部分は、D種接地工事とすることができる。</u></p>

新	旧
<p>2. B種接地工事を施す電気工作物</p> <p>(1) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)を参照</p> <p>(2) 上記仕様書に定めのない事項は電気主任技術者と協議すること。</p> <p>3. C種接地工事を施す電気工作物</p> <p>(1) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)を参照</p> <p>(2) 上記仕様書に定めのない事項は電気主任技術者と協議すること。</p> <p>4. D種接地工事を施す電気工作物</p> <p>(1) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)を参照</p> <p>(2) 上記仕様書に定めのない事項は電気主任技術者と協議すること。</p>	<p>2. B種接地工事を施す電気工作物</p> <p>(1) 高压電路と使用電圧が300V以下の低圧電路とを結合する変圧器の低圧側中性点。ただし、変圧器の構造または配電方式により変圧器の中性点に施工が困難な場合は低圧側の一端子。</p> <p>(2) 特別高压または高压と低圧電路とを結合する変圧器であって、その特別高压または高压巻線と低圧巻線の間の金属製混触防止板</p> <p>(3) 特別高压電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側中性点(接地抵抗10以下)ただし、低圧電路の使用電圧が300V以下の場合は、(1)による。</p> <p>3. C種接地工事を施す電気工作物</p> <p>(1) 使用電圧が300Vを超える低圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱</p> <p>(2) 使用電圧が300Vを超える低圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム合成樹脂等の絶縁物で被覆されたものは除く。</p> <p>(3) 使用電圧が300Vを超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める防護装置の金属管、金属製外箱、ケーブルの防護装置の金属製部分、金属被覆等</p> <p>(4) 合成樹脂管配線による使用電圧が300Vを超える低圧屋内配線に使用する金属製プルボックス及び粉塵防爆型フレキシブルフィッチング</p> <p>(5) 金属管配線、金属製可撓電線配線、金属ダクト配線、金属バスダクト配線による使用電圧が300Vを超える低圧屋内配線の管、ダクト</p> <p>(6) 金属管配線、合成樹脂管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、金属線ひ配線による低圧配線と弱電流電線を堅牢な隔壁を設けて収める場合の電線の保護物の金属部分。</p> <p>(7) ガス蒸気危険場所及び粉塵等の危険箇所の電気機械器具等。</p> <p>(8) 計装機器類</p> <p>(9) 前記(2)~(5)の箇所において、これにより難しく、かつ人が触るおそれがないように施設する場合は、監督職員との協議によりD種接地工事とすることができる。</p> <p>4. D種接地工事を施す電気工作物</p> <p>(1) 使用電圧300V以下の機械器具の鉄台及び金属製外箱、配分電盤等</p> <p>(2) 低圧または高压架空配線にケーブルを使用し、これをちょう架する場合のメッセンジャーワイヤ</p> <p>(3) 地中配線を収める金属製の暗渠、管及び管路、金属製の配線接続箱及び地中配線の金属被覆等</p>

新	旧
<p>5 . D種接地工事の省略</p> <p>(1) 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) を参照</p> <p>(2) 上記仕様書に定めのない事項は電気主任技術者と協議すること。</p> <p>6 . C種接地工事をD種接地工事にする条件</p> <p>(1) 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) を参照</p> <p>(2) 上記仕様書に定めのない事項は電気主任技術者と協議すること。</p>	<p>(4) 高圧計器用変成器の2次側電路</p> <p>(5) 使用電圧 300 V以下の低圧の合成樹脂配線に使用する金属製ボックス</p> <p>(6) 使用電圧 300 V以下の低圧の金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、金属フロアダクト配線、バスダクト配線に使用する管、ダクト及びその付属品等</p> <p>(7) 使用電圧 300 V以下のケーブル配線に使用するケーブルの保護装置の金属製部分、ケーブルラック及びケーブルの金属被覆等、ただし、次のものは省略できるものとする。</p> <p>_____ 乾燥した場所に施設する長さ 4m以下の金属管、ケーブル保護装置の金属製部分及びケーブルの金属被覆等</p> <p>_____ 使用電圧が直流 300 Vまたは交流対地電圧 150 V以下で、人が容易に触れるおそれのない場所または乾燥した場所に施設する長さ 8m以下の金属管、ケーブルの保護装置の金属製部分及びケーブルの金属被覆、機械器具の鉄台及び金属製外箱等 (屋内のみ省略可能)</p> <p>_____ 長さ 4m以下の金属製可とう電線管</p> <p>_____ 小勢力回路の電線を収める電線管等</p> <p>(8) 対地電圧 150 Vを超える電灯器具の金属製部分</p> <p>5 . C種またはD種接地工事の特例</p> <p><u>C種またはD種接地工事を施さなければならない金属体が、次のいずれかに適合する場合は当該設置工事を施したものとする。</u></p> <p>_____ <u>D種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電氣的及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が 100 以下である場合</u></p> <p>_____ <u>C種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電氣的及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が 10 以下である場合</u></p>

新

7. 接地線は、特記仕様書に定めのない場合は、緑色のビニル電線を使用しなければならない。また、接地線の太さは次表によるものとする。

(1) A種接地工事

高圧の場合

過電流遮断器の定格	接地線の太さ	過電流遮断器の定格	接地線の太さ
100 A以下	14 mm ² 以上	1,000 A以下	60 mm ² 以上
200 A以下	14 mm ² 以上	1,200 A以下	100 mm ² 以上
400 A以下	22 mm ² 以上		
600 A以下	38 mm ² 以上		
800 A以下	50 mm ² 以上		

接地母線、避雷器及びその他の場合 14 mm²以上

(2) B種接地工事

接地線

1相に対する変圧器の合計容量			接地線の太さ
100V級	200V級	400V級	
5 kVA以下	10 kVA以下	20 kVA以下	5.5 mm ² 以上
10 kVA以下	20 kVA以下	40 kVA以下	8 mm ² 以上
20 kVA以下	40 kVA以下	75 kVA以下	14 mm ² 以上
40 kVA以下	75 kVA以下	150 kVA以下	22 mm ² 以上
60 kVA以下	125 kVA以下	250 kVA以下	38 mm ² 以上
75 kVA以下	150 kVA以下	300 kVA以下	60 mm ² 以上
100 kVA以下	200 kVA以下	400 kVA以下	60 mm ² 以上
175 kVA以下	350 kVA以下	700 kVA以下	100 mm ² 以上

省 略

旧

6. 接地線は、特記仕様書に定めのない場合は、緑色のビニル電線を使用しなければならない。また、接地線の太さは次表によるものとする。

(1) A種接地工事

高圧の場合

過電流遮断器の定格	接地線の太さ	過電流遮断器の定格	接地線の太さ
100 A以下	14 mm ² 以上	1,000 A以下	60 mm ² 以上
200 A以下	14 mm ² 以上	1,200 A以下	80 mm ² 以上
400 A以下	22 mm ² 以上		
600 A以下	38 mm ² 以上		
800 A以下	50 mm ² 以上		

接地母線、避雷器及びその他の場合 14 mm²以上

(2) B種接地工事

接地線

1相に対する変圧器の合計容量			接地線の太さ
100V級	200V級	400V級	
5 kVA以下	10 kVA以下	20 kVA以下	5.5 mm ² 以上
10 kVA以下	20 kVA以下	40 kVA以下	8 mm ² 以上
20 kVA以下	40 kVA以下	75 kVA以下	14 mm ² 以上
40 kVA以下	75 kVA以下	150 kVA以下	22 mm ² 以上
60 kVA以下	125 kVA以下	250 kVA以下	38 mm ² 以上
75 kVA以下	150 kVA以下	300 kVA以下	60 mm ² 以上
100 kVA以下	200 kVA以下	400 kVA以下	60 mm ² 以上
125 kVA以下	250 kVA以下	500 kVA以下	80 mm ² 以上

省 略

新	旧
<p>8. 接地工事の施工方法（特記仕様書に定めのない場合）</p> <p>(1) A種及びB種設置工事の施工</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>接地線を接地する目的物及び接地極と接続する場合は、電氣的かつ機械的に堅牢に接続するものとし、極板は、原則として地面に垂直になるよう埋設すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2) C種及びD種設置工事の施工</p> <p>前記(1)によること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p>7. 接地工事の施工方法（特記仕様書に定めのない場合）</p> <p>(1) A種及びB種設置工事の施工</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>接地線を接地する目的物及び接地極と接続する場合は、電氣的・機械的に堅牢に<u>施工</u>するものとし、極板は、原則として地面に垂直になるよう埋設すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2) C種及びD種設置工事の施工</p> <p>前記(1)によること。<u>ただし、D種接地の接地極の埋設深さは地下0.5m以上とすること。</u></p> <p style="text-align: center;">省 略</p>
<p>9. 共同接地、その他（特記仕様書に定めのない場合）</p> <p>(1) 各種接地工事は、種別ごとに共同接地することを原則とする。ただし、次の機器は、いかなる場合も個別に接地を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p style="text-align: center;">VVVF機器</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p>8. 共同接地、その他（特記仕様書に定めのない場合）</p> <p>(1) 各種接地工事は、種別ごとに共同接地することを原則とする。ただし、次の機器は、いかなる場合も個別に接地を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(新規追加)</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>
<p>10. 各種接地と避雷針、避雷器の接地との離隔</p> <p>接地極及びその裸導線の地中部分は、避雷針、避雷器の接地極及びその裸導線の地中部分と2 m以上離すこと。</p> <p>11. 接地極設置位置等の表示</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p>9. 各種接地と避雷針、避雷器の接地との離隔</p> <p>接地極及びその裸導線の地中部分は、避雷針、避雷器の接地極及びその裸導線の地中部分と2 m以上離すこと。</p> <p>10. 接地極設置位置等の表示</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

新	旧
15. 機械設備工事	15. 機械設備工事
省略	省略
15.2 機器	15.2 機器
15.2.1 ポンプ設備	15.2.1 ポンプ設備
省略	省略
2. 適用規格	2. 適用規格
省略	省略
(4) 斜流ポンプ 特記仕様書による。	(4) <u>立軸斜流ポンプ</u> 特記仕様書による。
省略	省略
3. 送・配水等ポンプ	3. 送・配水ポンプ
(1) 用途 原水の取水、浄水の送水、配水用	(1) 用途 浄水の送水、配水用
(2) 形式 渦巻ポンプ、斜流ポンプ	(2) 形式 <u>両吸入渦巻ポンプ</u>
省略	省略
15.2.3 薬品注入設備	15.2.3 薬品注入設備
省略	省略
2. 硫酸設備	2. 硫酸設備
省略	省略
(1) 一般事項	(1) 一般事項
省略	省略
15.2.3 (薬品注入設備) 1 (1) に準じること。	15.2.3 (薬品注入設備) 2(1) に準じること。
(2) 貯蔵設備	(2) 貯蔵設備
省略	省略
硫酸ミストを拡散・吸入しないよう捕集装置を設けること。	硫酸ミストを拡散・吸入しないよう捕集装置を設けること。
省略	省略

新	旧
<p>3. 苛性ソーダ注入設備</p> <p>(1) 一般事項</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.2.3 (薬品注入設備) 1 (1) ~ に準じること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(3) 貯蔵設備</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.2.3 (薬品注入設備) 1 (2) 、 ~ に準じること。</p> <p>(4) 注入設備</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.2.3 (薬品注入設備) 1 (3) 、 ~ に準じること。</p> <p>4. 次亜塩素酸ナトリウム注入設備</p> <p>(1) 一般事項</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.2.3 (薬品注入設備) 1 (1) ~ に準じること。</p> <p>(2) 貯蔵設備</p> <p>貯蔵槽は、耐食性に優れたポリエチレン、ポリ塩化ビニル、チタン等を使用し、有害な物質が混入しない構造とすること。</p> <p>貯蔵槽には、受入れ管、給液管、ドレーン管、液位計、越流管、洗浄用給水管、人孔、その他必要な設備を設けること。</p> <p>次亜塩素酸ナトリウムの劣化を防止するため必要な場合は、冷却装置等を設けること。</p> <p>15.2.3 (薬品注入設備) 1 (2) ~ に準じること。</p> <p>(3) 注入設備</p> <p>次亜塩素酸ナトリウム注入機は、一軸偏心ネジポンプまたは自然流下方式を基本とし、詳細は特記仕様書によること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.2.3 (薬品注入設備) 1 (3) ~ に準じること。</p> <p>15.5 配管工事</p>	<p>3. 苛性ソーダ注入設備</p> <p>(1) 一般事項</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.2.3 (薬品注入設備) 2 (1) ~ に準じること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(3) 貯蔵設備</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.2.3 (薬品注入設備) 2 (2) 、 ~ に準じること。</p> <p>(4) 注入設備</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.2.3 (薬品注入設備) 2 (3) 、 ~ に準じること。</p> <p>4. 次亜塩素酸ナトリウム注入設備</p> <p>(1) 一般事項</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.2.3 (薬品注入設備) 2 (1) ~ に準じること。</p> <p>(2) 貯蔵設備</p> <p>貯蔵槽は、<u>塩化ビニルライニング鋼板製またはこれと同等以上の耐食材料</u>を使用し、有害な物質が混入しない構造とすること。</p> <p><u>貯蔵槽は、耐震構造とすること。</u></p> <p>貯蔵槽には、受入れ管、給液管、ドレーン管、液位計、越流管、洗浄用給水管、人孔、その他必要な設備を設けること。</p> <p>次亜塩素酸ナトリウムの劣化を防止するため必要な場合は、冷却装置等を設けること。</p> <p><u>その他必要なものは、特記仕様書によること。</u></p> <p>(3) 注入設備</p> <p>注入機は、一軸偏心ネジポンプまたは自然流下方式を基本とし、詳細は特記仕様書によること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><u>その他必要なものは、特記仕様書によること。</u></p> <p>15.5 配管工事</p>

新	旧
15.5.1 対象範囲	15.5.1 対象範囲
(2) 計装用配管 省略	(2) 計装用及び塩素用空気圧縮機配管 省略
15.5.2 配管材料	15.5.2 配管材料
(8) 苛性ソーダ用 高耐薬・耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管、耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管、ステンレス鋼鋼管 省略	(8) 苛性ソーダ用 耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管 ステンレス鋼鋼管 省略
(11) 次亜塩素酸ナトリウム用 高耐薬・耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管、耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管 省略	(11) 次亜塩素酸ナトリウム用 耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管 省略
15.5.3 材料の規格	15.5.3 材料の規格
(5) 耐衝撃性塩化ビニル管 (VP、HIVP) J I S K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管 J I S K 6742 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 省略	(5) 耐衝撃性塩化ビニル管 (VP、HIVP) J I S K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管 J I S K 6742 水道用硬質塩化ビニル管 省略
15.5.4 弁	15.5.4 弁
1. 機械設備工事に使用する弁は、原則として次のとおりとする。 省略	1. 機械設備工事に使用する弁は、原則として次のとおりとする。 省略
(8) 濃硫酸（濃度 90%以上）用 外ねじ式ダイヤフラム弁 SUS 製フッ素樹脂ライニング 接液部 フッ素樹脂 省略	(8) 濃硫酸（濃度 90%以上）用 外ねじ式ダイヤフラム弁 SUS 製フッ素樹脂ライニング 接液部 フッ素樹脂 省略
15.5.5 配管上の注意事項	15.5.5 配管上の注意事項
3. 機械設備 (1) 計装用空気圧縮機回り配管 省略	3. 機械設備 (1) 計装用空気圧縮機回り配管 省略
新	旧

<p>空気配管の支持</p> <p>配管には、支持金物、吊り具で堅牢に取付けることとし、特に曲がり、丁字部には必要に応じ伸縮継手を設けること。また、支持等は、国土交通省大臣官庁官庁管轄部設備・環境課が定める「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）配管の吊り金物・形鋼振れ止め支持要領（一）及び形鋼振れ止め支持部材算定表等により検討すること。</p> <p>4．薬品注入設備</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2) ポリ塩化アルミニウム（PAC）設備、硫酸（濃硫酸含む）設備及び苛性ソーダ設備</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.2.3（薬品注入設備）1 (3)、2 (3)、3 (3) に準じること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.7 現場試験</p> <p>15.7.1 現場試験</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4．試運転及び各種試験検査は、次のとおりとし、事前に各種試験検査計画書を提出し、細部については、監督職員と協議のうえ行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(3) 気密試験は、指定の流体で常用圧の1.1～1.5倍程度の圧力を30分以上保持することを原則とするが、細部については特記仕様書によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p style="text-align: center;">16．計装設備工事</p> <p>16.1 一般事項</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>16.1.4 設備仕様</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2．入出力信号</p> <p>信号用ケーブルは専用線を除き、シールドケーブルにより配線するものとする。</p>	<p>空気配管の支持</p> <p>配管には、支持金物、吊り具で堅牢に取付けることとし、特に曲がり、丁字部には必要に応じ伸縮継手を設けること。原則として直管部は3mにつき1箇所、曲がり管は1本につき1箇所とすること。</p> <p>4．薬品注入設備</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2) ポリ塩化アルミニウム（PAC）設備、硫酸（濃硫酸含む）設備及び苛性ソーダ設備</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.2.3（薬品注入設備）2 に準じること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.7 現場試験</p> <p>15.7.1 現場試験</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4．試運転及び各種試験検査は、次のとおりとし、事前に各種試験検査計画書を提出し、細部については、監督職員と協議のうえ行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(3) 気密試験は、指定の流体で規定圧30分以上保持することを原則とするが、細部については特記仕様書によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p style="text-align: center;">16．計装設備工事</p> <p>16.1 一般事項</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>16.1.4 設備仕様</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2．入出力信号</p> <p>出力信号は、シールドケーブルにより配線するものとする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新		旧	
省略		省略	
16.2.2 計装機器		16.2.2 計装機器	
1. 流量計測		1. 流量計測	
(1) 電磁流量計		(1) 電磁流量計	
発信器		発信器	
省略		省略	
ハ 取付方式	電極挿入、フランジ取付またははさみ込み式とする。	ハ 取付方式	フランジ取付またははさみ込み式とする。
省略		省略	
(3) 差圧式流量計		(3) 差圧式流量計	
差圧式流量計		差圧式流量計	
省略		省略	
口 取出し方式	ベナータップ、コーナータップ、フランジタップ、1D - 1/2Dフランジタップとすること。	口 取出し方式	ベナータップ、コーナータップ、フランジタップ、1D - 2/1Dフランジタップとすること。
省略		省略	
(4) 電波式水位計		(4) 電波式水位計	
省略		省略	
精 度	±20mm 以下	精 度	±10mm 以下
省略		省略	
4. 水質計測		4. 水質計測	
省略		省略	
(3) 濁度計		(3) 濁度計	
省略		省略	
測定範囲	原 水 0~100 / 2,000 度 (2レンジ自動切換) 沈 殿 水 0~20 度	測定範囲	原 水 0~100 / 2,000 度 (2レンジ自動切換) 沈 殿 水 0~20 度
再現性	±2% F S 以内	再現性	2% F S 以内
省略		省略	
(6) pH計		(6) pH計	
省略		省略	
付 属 品	支持スタンド 1式 標準付属品 1式 試 薬 供用日から1年分 (使用期限が1年未満の場合は監督職員と協議)	付 属 品	支持スタンド 1式 標準付属品 1式 試 薬 1年分

新			旧		
(7) アルカリ度計			(7) アルカリ度計		
		省略			省略
付 属 品	標準付属品	1 式	付 属 品	標準付属品	1 式
	試 薬	供用日から 1 年分(使用期限が 1 年未満の場合は監督職員と協議)		試 薬	1 年分
		省略			省略
(8) 残留塩素計			(8) 残留塩素計		
		省略			省略
付 属 品	標準付属品	1 式	付 属 品	標準付属品	1 式
	試薬(有試薬形)	供用日から 1 年分(使用期限が 1 年未満の場合は監督職員と協議)		試薬(有試薬形)	1 年分
		省略			省略
(13) アンモニア濃度測定装置			(13) アンモニア濃度測定装置		
		省略			省略
予 備 品	電極	2 本	予 備 品	電極	2 本
	試薬	供用日から 1 年分(使用期限が 1 年未満の場合は監督職員と協議)		試薬	1 年分
		省略			省略
16.2.4 遠隔監視制御設備			16.2.4 遠隔監視制御設備		
1. 遠隔監視制御設備は、作動が安定し、調整・点検が容易で電氣的・機械的に安全・確実に堅牢であるものとし、次の準拠規格等によるものとする。			1. 遠隔監視制御設備は、作動が安定し、調整・点検が容易で電氣的・機械的に安全・確実に堅牢であるものとし、次の準拠規格等によるものとする。		
		省略			省略
(3) 通信方法	特記仕様書による。		(3) 伝送要素	計測、表示、パルス量及び制御	
(4) 伝送要素	計測、表示、パルス量及び制御		(4) 対向方式	1 対 1、(1 対 1) × N、1 対 N、2 対 N	
(5) 対向方式	1 対 1、(1 対 1) × N、1 対 N、2 対 N		(5) 伝送容量	特記仕様書による。	
(6) 伝送容量	特記仕様書による。		(6) 伝送方式	常時サイクリックデジタル伝送、ポーリングデジタル伝送	
(7) 伝送方式	常時サイクリックデジタル伝送、ポーリングデジタル伝送		(7) 伝送フォーマット	特記仕様書による。	
(8) 伝送フォーマット	特記仕様書による。		(8) 切換方式	手動または自動	
(9) 切換方式	手動または自動		(9) 計測信号	DC4~20mA または DC1~5V	
(10) 計測信号	DC4~20mA または DC1~5V		(10) 重要設備	該当データの連続監視が行えるよう、伝送順位の優先割り込みができるものとする。(小・中容量設備)	
(11) 重要設備	該当データの連続監視が行えるよう、伝送順位の優先割り込みができるものとする。(小・中容量設備)		(11) 結合方式	自動制御設備(計算機設備等)との親和性がよいものとする。	
(12) 結合方式	自動制御設備(計算機設備等)との親和性がよいものとする。		(12) 日常点検及び故障発見・修理に必要な次のメンテナンス機能を持つものとする。		
(13) 日常点検及び故障発見・修理に必要な次のメンテナンス機能を持つものとする。				省略	
		省略			省略

千葉県企業局水道工事標準仕様書 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">2.5.千葉県建設工事適正化指導要綱</p> <p style="text-align: center;">2.5-6.千葉県県土整備部共通仕様書等</p> <p>本標準仕様書及び工事毎の特記仕様書に掲載されていない基準等については、以下の最新版を適用するものとする。なお、適用日は各基準等の適用日に従うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.千葉県土木工事共通仕様書 2.千葉県土木工事施工管理基準 3.千葉県測量、地質・土質調査、土木設計各業務等共通仕様書 4.千葉県建設工事検査要綱 5.千葉県建設工事適正化指導要綱 6.その他千葉県が発行する関連図書 	<p style="text-align: center;"><u>2.5.千葉県建設工事適正化指導要綱</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2.6.千葉県県土整備部共通仕様書等</u></p> <p>本標準仕様書及び工事毎の特記仕様書に掲載されていない基準等については、以下の最新版を適用するものとする。なお、適用日は各基準等の適用日に従うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.千葉県土木工事共通仕様書 2.千葉県土木工事施工管理基準 3.千葉県測量、地質・土質調査、土木設計各業務等共通仕様書 4.千葉県建設工事検査要綱 5.その他千葉県が発行する関連図書

新

水道工事標準仕様書

2023年度版

昭和52年 4月 1日 初版発行
昭和55年12月 1日 第2版発行
平成 2年 5月 1日 第3版発行
平成 7年 4月 1日 第4版発行
平成12年 7月 1日 第5版発行
平成18年 4月 1日 第6版発行
平成27年 4月 1日 第7版発行
平成31年 4月 1日 第8版発行
令和 3年 4月 1日 第9版発行
令和 4年 4月 1日 第10版発行
令和 5年 4月 1日 第11版発行

編集 千葉県企業局
発行 千葉県企業局
〒262-8512 千葉県花見川区幕張町5 - 4 1 7 - 2 4
千葉県企業局幕張庁舎

旧

水道工事標準仕様書

2022年度版

昭和52年 4月 1日 初版発行
昭和55年12月 1日 第2版発行
平成 2年 5月 1日 第3版発行
平成 7年 4月 1日 第4版発行
平成12年 7月 1日 第5版発行
平成18年 4月 1日 第6版発行
平成27年 4月 1日 第7版発行
平成31年 4月 1日 第8版発行
令和 3年 4月 1日 第9版発行
令和 4年 4月 1日 第10版発行

編集 千葉県企業局
発行 千葉県企業局
〒262-8512 千葉県花見川区幕張町5 - 4 1 7 - 2 4
千葉県企業局幕張庁舎